〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成二十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇八二を、平成二十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一三七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇七五を、平成二十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇四一を、平成二十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇四八を、平成二十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇五を、平成二十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇〇七を、平成二十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇〇八を、平成二十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇七を、平成二十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものの額に〇・〇〇〇七五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇五四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇四一を、平成二十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇一四を、平成二十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇七を、平成二十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものの額に〇・〇〇六八〇を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇五一〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三八八を、平成二十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三八一を、平成二十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三八一を、平成二十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限